

# 足利将軍家一族としての任用宗器

山 家 浩 樹

はじめに

任用宗器は、雪村友梅の法を嗣ぐ禅僧である<sup>(1)</sup>。法系は、一山一寧―雪村友梅―魯山良周―任用宗器となる。足利義持のおじと記す史料が二種あり<sup>(2)</sup>、任用は、足利義満の兄弟、足利義詮の子息とされている。南禅寺に徳雲院という塔頭を設けた。任用の事績として、応永の乱のうちに中絶状態にあった妙心寺を預かったことが知られるものの、他はあまり注意されてこなかった。しかし、任用に関わる史料は少ないながらもいくつか伝来している。そこで、任用の関係史料を収集し、その事績を考察することを本稿の目的とする。

考察にあたっては、足利将軍家一族の禅僧という点を重視したい。足利将軍家出身僧は、門跡に入室するものが多いなど、かねてより注目されてきた。高鳥廉氏<sup>(3)</sup>によると、将軍家出身僧は、尊貴性を獲得することで将軍家の家格形成に大きな役割を果たす一方で、室町殿から、脅威になりうる存在として意識され、差別化を含む統制を受けている。本稿は、将軍家出身僧のうち禅僧となった一事例を取り上げ、将軍家出身僧に関わる研究をより豊かにしようとする試みとなる。史料収集は十分でないが、知りえた知見をまとめてみたい。第一章で主要な事績を考察し、第二章で妙心寺に関わる事績を分析する。第三章では、第一章で取

り上げない所領に関わる事績を、周辺史料にひろく目配りしつつ検討したい。

## 第一章 任用のおもな事績

まず、任用の事績につき、主要なものおよび年次の明らかなものをもとめ、表1として掲げる<sup>(4)</sup>。所領に関わる事績は、年次比定が難しいため除外し、第三章で取り上げる。

表1を一覧すると、任用の事績は、将軍足利義持の執政時に顕著であると気づく<sup>(5)</sup>。3番では、義満の茶毘に位牌を持つ役として参加している。任用は、義満の死去四日後に、はじめて同時代に記された史料に登場するのである。このときの肩書は「花園龍雲寺住持」(龍雲寺については第二章で言及する)、呼称は「宗器西堂」である。西堂を付す呼称は、諸山住持経験者に対して「諱+西堂」、十利住持経験者に対して「道号+西堂」と区別される。「宗器西堂」は、「諱+西堂」なので、原則通りの表記であれば、任用はこの時点で、諸山住持を経ているが、十利住持には就いていないことになる。

任用は、こののち、五山である天龍寺の第四十三世住持となる(4番)。就任の時期は明瞭でないけれども、周辺の史料を総合すると、3番からあまり時を経ていないようだ。前後の住持で入寺の時期が明らか

(1) 足利将軍家一族としての任用宗器 (山家)

表1 任用のおもな事績

| 年次           | 概要                   | 史料表記の留意点     |
|--------------|----------------------|--------------|
| 1            | 鎌倉瑞泉寺の徧界一覽亭に偈頌を寄せる   | 西都           |
| 2 応永10頃      | 妙心寺を預かる              |              |
| 3 応永15・5・10  | 義満葬儀に位牌を持つ           | 花園龍雲寺住持／宗器西堂 |
| 4 応永15～16頃   | 天龍寺住持となる             |              |
| 5 応永16・3頃    | 義持の命で愚中の偈頌に和韻する      | 南禅           |
| 6 応永17頃      | 義持亭の悠然亭に偈頌を寄せる       |              |
| 7 応永22以前     | 瓢鯨図に偈頌を寄せる           |              |
| 8 応永22・3・4   | 南禅寺住持となる             | 徳雲院坊主        |
| 9 応永22・10・20 | 高峰百回忌に陞座する           | 龍雲           |
| 10 応永27      | 南禅寺に再住する             |              |
| 11 応永27・正・18 | 十一面観音（天神）安座点眼に法語を述べる | 南禅           |
| 12 応永27・2・9  | 宝幢寺供養に導師を勤める         | 南禅寺長老        |
| 13 応永35・1・23 | 義持葬儀に下炬仏事を所労により辞退    | 任用和尚         |
| 14 永享4・3・20  | 宗利から微笑庵に関する請文を出される   | 徳雲院          |
| 15 永享4・8・8   | 死去                   |              |
| 16 永享10・8    | 徳光普照禅師の号を与えられる       |              |

なのは、四十世空谷明応が応永十一年（一四〇四）十二月二十四日、四十六世の大岳周崇が応永十七年二月二十八日となる。3番の時点では五山である天龍寺住持になっていないと思われ、任用の天龍寺住持への就任は、応永十五年六月以降、応永十七年二月以前となる。通常は、五山住持になる前に、諸山さらには十刹の住持を経るけれども、任用の場合、3番の時点では十刹住持になっていないはずで、一年半ほどの間に、十刹、さらには天龍寺住持に就任・退任したことになるのか。そして六年ほどのち、五山の上という最高格を占める南禅寺の住持となり（8番）、五年ほど後に再任している（10番）。初任の入院には、参列する義持に、大名がごとく供奉したという。再任時には、嵯峨宝幢寺供養の導師を勤める（12番）。宝幢寺供養は、義持が宝幢寺の創建者である義満の十三回忌を契機に挙行した。「天下抛」万事、公武経営此事<sup>(6)</sup>と称されたほどの盛事であった。

詩作に目を転ずると、いずれも義持との関わりで作成されている。義持は將軍就任間もなく、愚中周及を京都に呼び寄せ参禅する。義持は、ほどなく離京した愚中に紫方袍を授け、愚中は偈頌で謝意を表す。義持は、京都の禅院に和韻を命じた。これに応じた「当時有名之尊宿」二十名に任用の名がみえる（5番）。また、義持は、新造した三条坊門邸に悠然亭を設けた。これを祝して、相国寺住持鄂隱慧巖が偈頌を詠み、十二名が和韻し、任用もその一員である（6番）。著名な瓢鯨図にも着賛している（7番）。三例とも、義持に近いところで作詩した事例である。加えて、年末詳ながら、義持が任用に法衣を授け、任用が偈頌で謝意を表し、諸僧が和韻したことも確認される<sup>(7)</sup>。

義持は、死を前に、自らの葬儀で遺体に火を点する下火仏事を任用に託したが、任用は所労を理由に辞退した（13番）。五年後、永享四年（一四三二）八月八日に死去する（15番）。將軍足利義教が臨む南禅寺入

院の儀式が十五日に延引されている。七回忌に禪師号を与えられた(16番)。

高鳥氏は、義持から義教の時期にかけて、將軍家一族の地位が向上していくと指摘している。任用は、五山の上である南禪寺住持に就いており、義持が一族を高い格で処遇しようとした一例となる。ただ、任用は、義満生存時には活動の痕跡があまり残らないにも関わらず、義持執政から間もない時期に、五山住持に任用され、詩作から義持に近く取り立てられた形跡が窺える。義持の執政とともに処遇が急変し、將軍義持に近い禪僧として、高い地位を付与されるのである。大きな傾向に加え、義持將軍就任時の特殊な状況も考慮に入れてみたい。

義持の弟義嗣は、義満の寵愛を受けていた。義持の將軍就任から八年後、義嗣は失脚し、のち殺害される。義満の死後、義持と義嗣は、表面上は良好な関係を保っていたけれども、両者は、支持層の動向を意識せざるをえず、緊張状態にあつたと容易に想像される。その状況下、義持は、自らを安定した環境に置くために、近い血縁者であるおじたちに意を用いたのではないか。義持たちのおじ足利満詮もまた、義満生存時には顕著な活動を見せないものの、義持執政後に影響力を増す。上杉禪秀の乱では、幕府が対応を決めかねるなか、満詮の進言により鎌倉公方持氏を救援する決定をしている<sup>(8)</sup>。任用が義持に近い禪僧として五山住持に出世していくのと軌を一にしているともいえよう。

將軍家一族の処遇という視点から離れ、義持と禪宗との関わりという視点からも任用を位置付けてみる。義持は禪宗を深く理解し、五山住持に限らず、世俗との関わりをあまり持たない禪僧にも帰依した。玉村竹二氏によって明らかになったこの義持の禪宗に対する姿勢と、おじである禪僧任用を登用した事実とは、イメージの点ですこし乖離がある<sup>(9)</sup>。義持は多様に禪宗に接していることに留意したい。

## 第二章 任用と妙心寺

### 第一節 任用への付託

妙心寺は、花園天皇の離宮萩原殿を基とする。花園天皇は、晩年、萩原殿で宗峰妙超・関山慧玄に帰依した。任用は、応永の乱の影響で実質を失っていた妙心寺を預かる(表1の2番)。この件は、一次史料では確認できておらず、『正法山六祖伝』のうち『正法山妙心禅寺記』(以下『寺記』)の記事に依拠する<sup>(10)</sup>。『正法山六祖伝』は、明応五年(一四九六)、東陽英朝の跋を有し、師である雪江宗深の記録を基にしたという。〔正法山六祖伝〕正法山妙心禅寺記

然拙堂<sup>(宗朴)</sup>以応永初住山、同六年己卯之冬、防州刺史多多良義弘<sup>内号大謀</sup>叛、割拠泉南、境与官軍拒戦、拙堂与義弘曾有師檀好、鹿苑院大相国義満公、竊聞焉、少頃官軍大克、義弘自刎、泉南既平、相公猶嫉彼凶毒、欲掃其孽余、而官軍凱旋之日、諸将或訴相府曰、妙心拙堂混於賊虜、馳突軍中、与賊同罪、相公領、雖云寺無咎、為罪住持人、移怒華園、效取封疆、籍没諸庄寺産、併以畀青蓮教院、粵三年、復令悉収録、割七所分付龍雲廷用和尚、自余莊園亦散与諸方了也、至永享初、此山尚被他門領、不安僧衆、賸毀取殿堂、園林黃落、鳥下平蕪、唯微笑祖塔巍然存焉耳、

応永の乱は、応永六年の年末に起きた。義満は、大内義弘軍と戦った武將から、妙心寺住持拙堂宗朴が戦鬪に参加していたという情報を得て、妙心寺の寺地や所領を没収し、青蓮院に与えた。時の青蓮院主は尊道である。花園天皇の子息で在世のものではなく、花園天皇の兄弟、後伏見天皇の子息でも、生存していたのは尊道だけであり、花園天皇ゆかりの所領等を血縁者に託したと理解されている。三年後、「復た悉く収録せしめ」とある。収録した主体は、義満となるだろう。尊道は応永十年

七月に妙心寺で死去している。<sup>11</sup>義満は、尊道の死去を契機に、妙心寺の旧領等を青蓮院から戻し、うち七か所を龍雲寺の延用に、そのほかを諸方に分付したと思われる。のちにみるように、延用は妙心寺開山堂微笑庵の敷地も管理しており、妙心寺の寺地も付与された可能性が高い。

では妙心寺領七か所などは、なぜ延用に与えられたのか。青蓮院には、はじめ義満の子息尊満が、ついで尊道の死去直前に、尊満に代わって同じく義満子息の義田が入室した。義田は青蓮院を継承する。延用への妙心寺領等の付与は、將軍家一族の禪僧への継承と理解されよう。ただし、禪宗寺院の場合、おもな禪院は官寺として五山・十利などに整備され、住持はさまざまな宗派から選ばれる。義満は、相国寺・宝幢寺など、禪宗寺院を建立して五山・十利に組み入れ、檀那として五山・十利に関与していた。妙心寺は、花園天皇の私的な寺院という由緒が影響したか、五山・十利には入っていない。龍雲寺もまた、その枠組みに入らない將軍家一族が住持する私的禪院として位置付けられ、天皇の私的要素の強い禪院の由緒を継承しようとしたという理解も可能かと思われる。つぎに、將軍家一族のなかでなぜ延用だったのか。禪僧という条件では他に選択肢がなかった可能性が高い。延用の兄弟の禪僧柏庭清祖は、応永五年に死去している。青蓮院を出た尊満は、禪僧友山清師となり、柏庭の香嚴院を継承した。香嚴院は將軍家一族が多く住持する塔頭と位置付けられる。しかし、尊満はなにか不備があつて青蓮院を退いたのであろうから、青蓮院が管理していた妙心寺領を継承する可能性はなかったであろう。<sup>12</sup>ただし、延用は義満の時期にほかに目立った処遇を受けない。妙心寺領等の付与に、延用を抜擢するという意図は感じられない。ここで龍雲寺について整理しておく。一次史料での龍雲寺の初見は、応永十五年である(表1の3番)。先に引用した『寺記』では、延用は、妙心寺領等が付与された応永十年頃にはすでに龍雲寺に拠点を置い

ていたように読める。龍雲寺は、その三年前の妙心寺停廢とともに設立されたのか、それ以前から存在したのかは定かでない。前者の場合でも、永享初年までに妙心寺が荒廢している様子から、龍雲寺は、妙心寺の堂舎を継承したのではなく、別に建立されて、妙心寺の寺地・堂舎を管理したと思われる。後述するように、龍雲寺は少なくとも嘉吉年間以降、妙心寺とは別の寺院として史料にみえる。また、定期的に將軍の御成を受けており、住持が「平僧」(首座)の場合には、徳雲院住持が御成を受ける立場になっているなど、徳雲院の管轄下にあつたと思われる。<sup>13</sup>

## 第二節 延用からの付託

先の引用に続く『寺記』の記事を掲げる。

〔正法山六祖伝〕正法山妙心禪寺記

一日延用和尚召南禪宗利西堂、謂之言、華園妙心寺者、爾祖師遺迹也、年来以鈞命賜我、我今当還之西堂、宜報同門諸老、取拾合浦珠可也、利公珍重而退、於是門中耆老散処雜涯者會議而道、興廢應憑宗師道力、宣光之才良難哉、方今日峰和尚旺化青龍山、人天攸婦敬也、中興主盟非這老而誰歟、僉曰、可輒遣專使、起禪師於尾之瑞泉、住持本寺、

延用は、南禪寺の宗利西堂に、宗利の「祖師遺迹」である妙心寺を付託する。ここでは、所領等に限定せず、妙心寺そのものが対象という記載になっている点も留意しておきたい。そして、宗利は一門と相談し、尾張瑞泉寺の日峰宗舜を妙心寺住持に請じて再興を託している。

この記事から、宗利は、南禪寺に所屬し、妙心寺開山関山慧玄の法を継いだこと、宗利は諱であろうから、諸山住持を経験していることがわかる。玉村竹二氏は、関山派がこのころ南禪寺正眼院を拠点としていたことを明らかにしている。正眼院は通翁鏡円の塔頭で、通翁は関山の師

宗峰妙超と兄弟弟子にあたる。<sup>(14)</sup>

この記事の関連史料として、宗利の請文（契約状）が知られている（表1の14番）。永享四年三月という日付で、延用の死去の五か月前にあり、延用からの付託は死を間近にしての判断だったと窺える。二種伝わり、アは案文で東京大学史料編纂所架蔵影写本『妙心寺文書』に所収、イは宗利の花押が据えられ、川上孤山『妙心寺史』に、「花園流芳」掲載として写真とともに紹介される。小異があるので、両者を並べて紹介したい。

〔宗利〕  
ア利西堂請文之案

請取申花園妙心寺内微笑庵敷地之事

四至 東限河、西限大道、

南限大道、北限堀、

右彼微笑庵、依為関山和尚入墮之地、令致懇望、是故渡給条、忻慰無

量者也、然間縦雖本文書等在何処、号本主此敷地之外於寺領等、不可

企訴訟、仍為末代契約状如件、

永享二年壬三月 日

〔延用宗器〕  
徳雲院

イ請取申花園妙心寺内微笑庵敷地之事

四至 東限河、西限大道、

南限大道、北限堀、

右彼微笑庵、依為関山和尚入墮之地、令致懇望、是故渡給条、忻慰無量者也、然間縦雖本文書等在何処、号本主此敷地之外於寺領等、不可企訴訟、仍為末代契約状如件、

永享二年壬三月廿日

宗利（花押）

徳雲院

両者の違いは、アの端書がイにみえないことに加えて、

A 日付…アは空白であるのに対し、イは二十日となっている。

B 署判…アは署判部分が空白であるのに対し、イは宗利の署名と花押がある。

つぎに、ア・イに共通する文書形式等で違和感を覚えるのは、

C 最後の徳雲院…禅院発給文書の場合、発給主体が奥上に署判する場合もあるが、この文書では徳雲院延用と宗利は所屬を異にし、徳雲院が発給主体とはみせない。宛名とすると、通例では、方丈や侍者禅師という表記が伴うはずで、上位者からの文書であればありうる表記だが、請文・契約状では異例となる。

D イを正文とみなすと、受給者である徳雲院延用の側ではなく、発給者である妙心寺に伝来しているのは通例と異なる。

さらに、ア・イ共通の内容と先の『寺記』の内容には差異がある。

E 『寺記』では、延用が宗利に還付すると伝えているが、文書では、宗利が懇望して還付されている。

F 『寺記』では、寺地・所領の没収としながら、妙心寺そのものを宗利に還付したように記されるが、文書では、還付の対象は微笑庵敷地に限定され、他の寺領を要望しない旨、誓約している。

これらAからFまでの、史料による差異や疑問点を検討するため、妙心寺に伝来した文書から、嘉吉年間以降、龍雲寺と妙心寺との間に起きた所領相論を整理してみたい。

嘉吉二年（一四四二）頃、微笑庵主宗璣は、「妙心寺并微笑庵・玉鳳院領諸国散在庄園目録」を作成している。権利文書を列記し、現在の知行者を付記している。所領は十一か所で、うち「龍雲寺当知行」と付記されているのは七か所、但馬七海庄下方、同庄上方女真・包弘名、同庄上方萩山名、近江伊香庄黒田郷、同庄古橋郷、摂津有馬郡仲庄野上村、河内網代

庄である。妙心寺と龍雲寺との所領相論に対し、文安元年（一四四四）、管領畠山基国は、龍雲寺に寄進された証拠がないとしつつ、ともに寺領なので折半とし、近江伊香庄黒田郷・古橋郷、および河内網代庄を妙心寺に返付するという裁定を下す。両者の争点が伊香庄石作郷は黒田郷の内か否か、などに移行するなか、翌年、管領細川勝元は、石作郷も妙心寺に返付すると決定する。さらに、康正二年（一四五六）には、勝元の管領奉書で、文安元年の裁定を確認している。ところが、長禄二年（一四五八）六月にいたり、「黒田保古橋郷・石作郷」を龍雲寺に安堵する御判御教書が出された。『蔭涼軒日録』によると、龍雲寺への將軍御成は、所領不知行を理由に延期されていたが、還付をうけて長禄二年八月に御成が復活している。このうち、これら所領を巡る相論は確認されない。<sup>15</sup>この所領相論は『寺記』にも言及されている。

〔正法山六祖伝〕正法山妙心禪寺記

後華園院嘉吉中、適有公命、以江州黒田・古橋・石作郷泊網代庄見還附本寺、無幾日復為龍雲被豪奪、文安末、太人相公自割將軍家封邑一所、以新寄附、慈照院准  
后義政公乃濃州郡上上保是也、然焉太守僚属又作之障、厥貢弗納、

足利義政による美濃郡上上保の寄進状は、『妙心寺文書』に伝来し、文安末ではなく、長禄二年六月十一日付である。伊香庄内の権利を龍雲寺に認めた直後にあたり、代わりの給付という位置付けであろう。

この相論を踏まえて、改めてAからFにつき検討し、先の二通を位置付けてみたい。まず、A・イで微笑庵敷地以外の寺領につき訴訟を企てないと誓約する内容は、妙心寺側の意図とは異なり、任用・龍雲寺の所領保全に有利に働く内容となる（F）。A・イで宗利が懇望したとするのも、任用・龍雲寺の譲歩を記した文書となり、任用・龍雲寺に有利な内容である（E）。A・イは、基本的には任用・龍雲寺の要望を反映し

た文書であり、任用・龍雲寺から提示したものと考えるのが自然である。あるいは、任用は妙心寺を還付する際に、妙心寺側から任用に提出する文書を要求したのではないだろうか。すると、Aは、任用側から妙心寺側に提示した文案とならないだろうか。任用側の作成した文案ならば、宛所が「徳雲院」という表記にとどまること（C）も、日付と署判が空欄となっていないこと（A・B）も納得される。イを位置付けるのは難しいが、文案に沿って作成したものの、内容に満足せず手許にとどめた、あるいは後の時代に文案から形を整えた、などが想定されようか。A・イが妙心寺に伝来したのは、妙心寺旧領に関わる相論は長禄年間までにとどまったため、寺領につき訴訟を企てないという内容が問題とならなくなり、一方で、微笑庵だけではあるが、返付された証拠として珍重され、保存されたかと推測する（D）。

任用およびその後継者は、妙心寺旧領の確保には意を用いたけれども、花園天皇にかかる妙心寺の由緒を足利家に留めようとしなかった。義持・義教と代を経て、龍雲寺は將軍一族の継承する禪院にならず、足利家にとって、妙心寺の由緒の維持はすでに意味を失ったということだろうか。妙心寺と同じ法系で継承される大徳寺は、宗利の請文の前年、永享三年に、十利から離れ、以後、幕府の禪院政策と一線を画して独自の展開を目指す。<sup>16</sup>連動して、妙心寺の回復を目指す運動が高まったという可能性もあろう。任用は回復の要望に応じ、妙心寺の再興に一助をなした。ただし、任用が還付したのは、おそらくは微笑庵など妙心寺の中心的な施設だけで、妙心寺は寺領など付随すべきものを回復できなかった。妙心寺の復興は、のちの細川氏の外護を待つことになる。

### 第三章 所領にみる任用

徳雲院には文書が伝来していた。現在は散在している文書を集成し、

表2 廷用ほか関係所領

|   | 所 領 |            | 関 係 者  |     |         |       |      |
|---|-----|------------|--------|-----|---------|-------|------|
|   |     |            | 廷用・徳雲院 |     | 徳雲院末寺   | 赤松氏   | そのほか |
| ア | 美作  | 弓削庄立野村・全間村 | 廷用     | 徳雲院 | 臨濟寺・長松院 | 赤松上野等 | 雲門庵  |
| イ | 備前  | 新田庄新庄村     | 廷用     |     | 願成寺     |       |      |
| ウ | 備前  | 新田庄日笠村     |        |     | 長松院・法泉寺 | 赤松大河内 |      |
| エ | 美作  | 豊国庄        |        |     | 臨濟寺・長松院 | 赤松春日部 |      |
| オ | 備前  | 佐伯庄        |        | 徳雲院 |         |       |      |
| カ | 備前  | 宇垣郷        |        | 徳雲院 |         |       |      |
| キ | 上野  | 邑楽御厨       |        | 徳雲院 |         |       |      |
| ク | 加賀  | 和気保金剛寺村    |        | 宝諸軒 |         |       |      |
| ケ | 加賀  | 安江庄内       |        | 宝諸軒 |         |       |      |

『蔭涼軒日録』や他の文書群とあわせ検討すると、徳雲院や末寺の所領の様子が明らかとなる。ここでは、廷用に関わる所領を中心に検討し、所領から廷用の別の側面を明らかにしたい。

まず、徳雲院とその末寺、および廷用が関わる所領を、龍雲寺領を除いて、表2として掲げる。<sup>(17)</sup> 徳雲院の末寺については、文明十年（一四七八）六月の「南禅寺徳雲庵諸国諸末寺」目録が伝わり、この時点で十二の末寺が確認される。<sup>(18)</sup> 筆頭は、備前臨濟寺である。臨濟寺は、廷用を開山とし、諸山となっている。文明十年の目録には、「開山塔大興院、檀那塔長松院」とみえる。以下、備前に願成寺・法泉寺、ほか一寺、播磨に三寺、摂津と近江に各二寺、出雲に一寺である。龍雲寺は掲載されていない。また、徳雲院の寮舎として、宝諸軒がある。

ア 美作 弓削庄

一部が廷用に寄進されたことが、のちの史料から判明する。

A〔蔭涼軒日録〕延徳四年（一四九二）七月十五日条

午時本都寺来、<sup>(良本徳雲院)</sup> 伸先日不臨齋会之謝、勸之以荷葉飯・丹瓜、本話云、

徳雲院領作州弓削庄内徳雲分、<sup>(後藤則季)</sup> 藤左拘之可也、自臨濟寺上野式部大輔殿江預之、毎年二千疋寺納、雖然本院一向不識之、彼在所惣而七ヶ村也、播磨守殿・上野守殿兩人知行之、自兩人各一村寄進于廷用和尚、一村号立野、一村号全間、二ヶ村土貢無為時三百貫文許在之、七ヶ村土貢千貫文許有之、嘉吉以後除彼二村、五ヶ村三角与大膳助兩人賜之、今者式部大輔殿一円知行之云々、

徳雲院僧良本の話を伝えている。弓削庄は、七か村からなり、播磨守・上野守が知行していた。うち立野村・全間村は、兩人から廷用に寄進され、徳雲院領であった。この頃、立野村・全間村は赤松政則の被官後藤則季の管理下にあり、他の五か村は上野式部大輔が知行していた。

(7) 足利將軍家一族としての廷用宗器（山家）

しかし、徳雲院領二か村につき、徳雲院末寺の臨濟寺が五か村の知行者である上野式部大輔に預けており、徳雲院はこのことを知らなかったという。

廷用への寄進については、つぎのような傍証もある。<sup>(19)</sup>

B 『室町家御内書案』

美濃国弓削庄内立野・金間両村事、不混乱惣庄可被永領、次当院領并諸国末寺諸公事以下所免除也、早可有存知候、恐惶敬白、

四月廿九日

徳雲院方丈

普広院殿御判  
(足利義教)

將軍足利義教の御内書で、二か村の安堵を内容とする。史料Aで廷用に寄進したとあり、丁寧な書札札に鑑みると、この御内書は、廷用に宛てられたと理解してよいであろう。

さて、『赤松家風条々事』(以下『家風』)という史料がある。赤松氏の庶流で上野家と称される家に関わる文書等を収録した大部な写本で、近年、翻刻もされて分析が進み、弓削庄に関する文書も多い。<sup>(20)</sup>まず、応永三十二年四月三日、將軍足利義持は、赤松民部少輔入道性興に対し、播磨佐土郷内、近江信楽内などとともに、美作弓削庄を安堵しているのが注目される。性興は、十一日に、自らの遺跡を「馬頭」を養子として相続させ、同日に義持の安堵を得ている。弓削庄にかかる権利は赤松氏庶流に継承されていることになる。

『家風』には、徳雲院への寄進に言及した文書もみえる。

C 『赤松家風条々事』

為弓削庄所務、白国備前守方被差下候、彼在所之儀、於何事候ても無疎略被致奉公候者、可然候、仍立野・全間二个村事、号本所契約競望之由候、太不可然候、其子細者、此在所 戸部御曾祖父徳雲へ御寄進地候間、自余之本所領には太可相替候、至于今不可有他之妨候、縦從

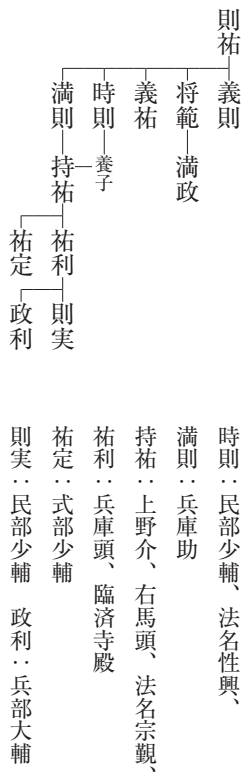
本所被申合候共、無領掌候者可然候、同末国名事、是も以公用于今御成敗候間、以同前候、為御心得申候、恐々謹言、

十月十三日

中村孫四郎殿御宿所

則宗在判  
(浦上)

赤松政則の被官として、浦上則宗は、美作守護代の中村則久に、弓削庄への介入をやめるよう指示している。別の書状では、中村則久が上野家則実の所領弓削庄に使節を入れ、浦上則宗がそれを止めていることが確認され、その流れのなかに位置付けられる。ここでも、立野村・全間村は徳雲院へ寄進されたと記され、寄進者は戸部の曾祖父となっている。これらの史料に登場する人物を特定するには系図が参考になるけれども、赤松氏の系図は多様で内容が異が多く、人名や官途は一定しない。幸いに『家風』に上野家の系図が掲げられているので、『家風』の記事はこの系図に従って理解していききたい。系図のうち則祐からの系譜と上野家の官途などを示そう。



応永三十二年に譲与した民部少輔入道性興は時則、譲与を承けた養子「馬頭」は持祐となる。<sup>(21)</sup>他の系図では、持祐の官途は、上野介とするものが多いものの、中務少輔とともに右馬頭を掲げる系図もある。右馬頭は、時則もしくは持則(時則と別人の場合もある)に確認される系図も

あり、持祐は官途も継承したのかもしれない。<sup>(22)</sup> つぎに、浦上則宗の書状での戸部は、民部少輔則実になる。曾祖父は、時則とみなされる。

史料Aで任用に寄進したのは、播磨守と上野守であった。上野守(介)は、『家風』の系図では、持祐となる。他の系図では、持祐のほか、時則もしくは持則にみえ、右馬頭とならび、時則から持祐へと継承された可能性がある。そこで、史料Aの上野守は、時則か持祐で、史料Cの記事を踏まえると、時則のほうが妥当性は高い、となる。

徳雲院伝来文書には、性興(時則)が徳雲院に対し、臨濟寺檀那塔長松院に弓削庄内十石を寄進したことを伝えた書状が残る。宛名は任用であろう。<sup>(23)</sup> 史料Aで、臨濟寺が立野村・全間村に何らかの権利を有していたことの背景ともなる。

播磨守についてはこの後に検討し、寄進者につき改めてまとめることとして、任用から離れるけれども、史料Aと史料Cの内容についてまとめておく。史料Aで、上野式部大輔は、弓削庄五か村の知行者で、臨濟寺から残り二か村も託されている。『家風』の系図で式部少輔とみえる祐定かと思われる。持祐から家督を継承したとおぼしい祐利は、文明十四年九月、式部大輔に弓削庄の河口村・松村・塩内村を預け置き、死後に則実に返すよう伝えている(『家風』)。弟への預け置き、甥への返却と理解するならば、この式部大輔は祐定とみなされる。のちに、祐利の死去などの事情で、弟祐定が弓削庄全体に権利を有したのであろうか。

史料Cで、中村則久は、「本所」の契約と号して、立野村・全間村にも介入している。浦上則宗は、徳雲院への寄進地であり、他の本所領とは異なるため、本所から相談があっても、承知しないのが良い、と則久に伝えている。この本所の立場は、史料Aでの臨濟寺に極めて近い。本所とは、臨濟寺そのものか、類似の立場のものとなる。臨濟寺は、徳雲院末ではあるものの、史料Aで徳雲院の関知しないところで二か村を

上野式部大輔祐定に預けており、現地での力関係では徳雲院よりも優位に立っていた可能性がある。

なお、史料Cの最後にみえる末国名は、南禅寺雲門庵領と確認される。雲門庵は、太清宗渭の塔頭である。太清は雪村友梅の弟子なので、任用からみて太清は、師魯山良周と兄弟弟子となる。弓削庄には、任用に近い塔頭領も存在していたことになる。<sup>(24)</sup>

イ 備前 新田庄新庄村

任用の発給文書と見なされる文書がある。<sup>(25)</sup>

〔黄薇古簡集〕一三 友延村瑞石山香雲寺所藏

備前国新田庄新庄村内榭香寺々敷并免田八段山林等事、永領不可有相違、被興行於寺家、可有門葉相統、仍状如件、

応永廿七年

六月七日

一翁和尚

宗器(花押影)

のち永享九年正月、一翁の譲与を承けた宗葩は、新庄村香雲寺とその寺領を、三十貫文の扶持と引き換えに、願成寺の諦観令光に譲与し、その際、「自任用和尚御証明之状一通」などを添えている(『黄薇古簡集』)。引用史料の宗器は、任用宗器と確認される。おそらく、一翁は任用の弟子で、師匠として、一翁の関わる榭香寺を安堵し、一翁弟子による相承を認めたと理解される。

榭香寺は香雲寺と改名したのであろう。先に触れた文明十年の徳雲院末寺目録には、永享九年の継承者諦観の住持した願成寺はみえるけれども、香雲寺は確認されない。香雲寺は、任用の法系で継承されたものの、徳雲院に直接に繋がる末寺としては維持されなかったと推測される。

ウ 備前 新田庄日笠村

新田庄の他村でも、徳雲院末寺との関係が確認される。

〔古簡雜纂〕一〇 三宅近江守

寄附 長松院

備前国新田庄日笠村地頭方内二十石下地事

右於彼在所者、為天海春林之塔頭料所、永代所寄附於当院也、若違此旨輩可為不孝之子孫者也、仍所寄附之狀如件、

応永二十一年二月廿七日

宮内少輔滿政（花押影）

赤松滿政が、新田庄日笠村内を、臨濟寺檀那塔長松院に寄進している。赤松滿政は、上野家持祐からは従兄弟にあたり、大河内家と呼ばれる。のちに將軍義教の近臣として活躍し、永享三年には播磨守と確認される。滿政はまた、応永三十二年に新田庄の日笠村および田土村内の畠を、新田庄に位置する天台宗の安養寺に寄進している。滿政は、日笠村を中心に、新田庄にひろく權益を有していたと思われる。この寄進状では、「天海春林之塔頭料所」として臨濟寺檀那塔の長松院に所領が寄進されている。すると、長松院は天海に関わる塔頭で、天海は臨濟寺を創建した開基にあたる人物という理解も可能である。天海は赤松滿政の近親者で、滿政は臨濟寺の檀那の立場にあるという可能性も生じよう。<sup>26)</sup>

新田庄日笠村には、文明十年の徳雲院の末寺目録にみえる法泉寺が存在した。康暦二年（一三八〇）、源將範は、法泉寺に、日笠村内の多様な土地を寄進している（『藤戸寺文書』）。『家風』の系図によると、將範は、赤松滿政の父としてみえる。他の系図では、滿政の父を滿則・將則などとする。確定はできないけれども、少なくとも將範は滿政の近親者とみなしてよいだろう。また、『古簡雜纂』に、年末詳だが、右馬助恒範が、法泉寺の「寺敷」相伝を法泉寺住持に安堵した書状写も伝わる。『家風』の系図では、將範の官途は右馬助である。恒は將の写し誤りであるならば、將範の書状となり、滿政の近親者が法泉寺の檀那のような立場にあったことになる。<sup>27)</sup>

工 美作 豊国庄

任用との直接の関わりは確認されないものの、美作豊国庄に臨濟寺領が確認される。

〔井尻文書〕

豊国庄内臨濟寺分并伊賀彈正忠先給跡拾石下地事、為給恩所充行也、任先例可致其沙汰之狀如件、

文安二二年九月十五日

赤松源教貞（花押）

井尻孫左衛門尉殿

赤松教貞は、赤松則祐の兄弟貞範の子孫で、春日部家である。豊国庄内の臨濟寺分など十石下地を、被官である井尻氏に給与している。教貞は、永享十二年三月に、將軍義教から、播磨米田村・備前出石郷などとともに、美作豊国庄を給与されている。のち宝徳元年（一四四九）、「徳雲院末寺長松院」は、豊国庄下地十石につき、赤松伊豆次郎、つまり教貞に押領されていると山名氏に訴え、山名氏の奉行人高山統空（清重）は、同じく奉行人松原秀之に対し、長松院に交付するよう伝えている。これまでの事例では、赤松氏は任用や徳雲院、その末寺に対し、寄進するなど保護する立場に立っていたが、ここでは敵対する立場である。豊国庄の場合、末寺臨濟寺（長松院）の所領は確認されるけれども、赤松氏の外護はみられないことになる。<sup>28)</sup>

○ 小括 任用と赤松氏

新田庄日笠村で、徳雲院末寺の臨濟寺に対し、赤松滿政が所領を寄進していた。そこで、弓削庄の項で比定を保留していた史料Aの播磨守は、赤松滿政の可能性が高いと考える。滿政は、宮内少輔、刑部大輔などをへて、任用の死去の前年に播磨守になるので、任用への寄進の時点

で播磨守であった可能性は高くないけれども、のちの時代に満政を指すにあたり、おもな官途である播磨守を用いたとみなしておく。

弓削庄では、立野村・全間村が、大河内家の赤松満政、および上野家の赤松時則もしくは持祐から、延用に寄進され、徳雲院領となっていた。時則はまた、庄内十石を、臨濟寺長松院に寄進する旨、延用に伝えられている。新田庄では、日笠村の一部が、赤松満政から臨濟寺長松院に寄進されていた。臨濟寺は、延用を開山とし、徳雲院末である。そして、大河内家は臨濟寺などの檀那であった可能性もある。これら赤松氏庶流が延用を外護しているという事実は、事績の検討からは窺えない、延用の一面を示している。

ここで想起されるのは、延用の法系である。延用は雪村友梅の孫弟子である。赤松円心は、建武四年（一三三七）に、播磨法雲寺を創建し、雪村を開山に請じた。雪村はしばらく滞在し、円心は雪村に帰依する。円心の子で守護家となる則祐は、貞和元年（一三四五）頃に宝林寺を創建し、建仁寺住持となっていた雪村を開山とする。宝林寺は、当初、備前新田庄にあり、のち播磨佐用庄赤松に移転し、則祐は「雪村和尚門徒寺」と定めている。則祐の子孫は、現地ではおもに宝林寺を拠点に、雪村の弟子たちを外護していく。延用の師魯山良周の事績はあまり明らかでないけれども、宝林を冠しており、宝林寺に住持している。則祐子孫の庶流が延用を外護している事実と重ね合わせると、延用は、当初、赤松氏の影響下で禅僧として活動し、師を定めた可能性が高い。<sup>29)</sup>

康安元年（一三六一）、足利義満四歳のとき、南朝軍が京都に攻め入り、義満は、建仁寺大龍庵（雪村の塔頭）の庵主蘭洲良芳（雪村弟子）に匿われ、のち播磨白旗城に下向し、赤松則祐に養育されたと言われる。<sup>30)</sup> 義満兄弟である延用もまた、このとき播磨に下向し、義満より長く播磨にとどまった、という想像も可能かもしれない。

赤松氏守護家ではなく、守護家から分かれた庶流との関係が深いのは、庶流は將軍近習として活動したからと考えられる。延用への寄進者のうち、赤松満政は、再言するまでもなく、將軍義教の有力近習であり、上野家も同様の立場にある。たとえば、応永二十九年九月、將軍義持の伊勢參宮の隨兵に、赤松刑部少輔満政とともに、赤松中務少輔持祐がみえる。永享九年十月、後花園天皇が室町殿に行幸した際、帯刀の二番に、赤松播磨守満政と赤松上野介持祐が並んでいる。<sup>31)</sup> 庶流にとって、延用との関係を継続するのは、將軍家との縁を維持する意味を持ったであろう。

#### 第四章 徳雲院の意義

これまでの検討に従い、想像を交えながらとはなるが、延用の事績を時系列でまとめておく。延用は、幼少期を赤松氏の許で過ごした可能性がある。禅僧となり、宝林寺住持の魯山良周の法を継ぎ、雪村友梅の孫弟子となる。のち京都に上り、応永十年頃、足利義満から妙心寺の寺地や所領を託される。義満の葬儀に参加し、ときに龍雲寺に住持していた。足利義持の執政とともに義持に重用され、京都禅宗界の中央に躍り出る。まもなく天龍寺住持となり、南禅寺には二度にわたり住持する。永享四年の死去を前に、妙心寺側から要請されたのであろう、微笑庵を宗利に託している。時期は未詳だが、備前臨濟寺の開山に請われた。檀那は赤松大河内家かその周辺である可能性がある。また、將軍近習として活躍する大河内家満政や上野家時則もしくは持祐から、所領寄進を受ける。所領は南禅寺の塔頭徳雲院に伝領され、また徳雲院の末寺にも集積される。美作弓削庄内では徳雲院と臨濟寺、備前新田庄内では臨濟寺と法泉寺など、同じ庄園に、本寺と末寺、もしくは異なる末寺の所領が確認される。本寺と末寺で外護者が共通しているために起きる現象であ

ろう。

最後に、任用の死後、徳雲院がどのように位置付けられたか、『蔭涼軒日録』の記事から整理しておきたい。徳雲院は、將軍御成の記事をはじめ、多くの所見がある。特に注目されるのは、第一に、將軍が南禅寺入院に御成を行うときに、徳雲院で装束を整えていること、第二に、將軍誕生日の祈禱を行っていることである。將軍誕生日の祈禱は、義教の時期には、毎月分は相国寺の塔頭を中心とし、正月分に加えられる八か所に、天龍寺などとならんで徳雲院がみえる。のちにはより多くの機会に参加したようで、龍雲寺も祈禱に加わる。<sup>32</sup>二点とも、將軍一家の塔頭であることの反映といえよう。任用は、龍雲寺に妙心寺の由緒を継承することは叶わなかったものの、「五山之上」南禅寺のなかで、足利將軍家と所縁ある塔頭を設けるという大きな足跡を遺したのである。

#### 注

- (1) 『延宝伝灯録』一三二、京兆南禅任用宗器禪師項、大日本仏教全書による。玉村竹二『五山禅僧伝記集成』任用宗器項（講談社、一九八三年）。
- (2) 後掲表1の3と12。任用の事績の典拠史料は、註(4)参照。
- (3) 『足利將軍家の政治秩序と寺院』（吉川弘文館、二〇二二年）など。
- (4) 典拠史料を以下に記す。1 『徧界一覽亭記』、『五山文学新集』別巻一、詩軸集成所収。2 『正法山妙心禅寺記』、『正法山六祖伝』所収。『正法山六祖伝』は、寛永十七年版本（国文学研究資料館蔵本）に拠る。東北大学狩野文庫所蔵の天正九年写本では字句に異同がある。いずれも国書データベースからの公開画像による。3 『慈照院殿諒閣繪簿』所収「鹿苑相公・勝知夫人闍維二図」、「号廷甫」とある。『大日本史料』（以下『史料』）応永十五年五月六日義満没条所収。4 四十三世であることは、『扶桑五山記』天龍寺住持位次など。曇仲道芳による江湖疏が残る。四十六世の入寺は『史料』応永十七年二月二十八日条、任

- 用の史料も掲載。四十世の入寺は同応永十一年十二月二十四日条。5 『大通禅師謝勝定相公賜衣偈諸尊宿和韻偈軸』、『史料』応永十六年三月二十八日条所収。『大通禅師語録』五にも収録。6 『相国寺住持籍』所収「悠然亭唱和詩」、序は応永十七年十二月二十五日。『史料』応永十六年十月二十六日条所収。7 「瓢鮎図賛」、『史料』では、6と同日条に掲載される。成立の下限は、贊者の一人である太白真玄の没年応永二十二年とされている。8 『満濟准后日記』応永二十二年三月四日条。『史料』同日条に関連史料とともに所収。9 『勝定院殿集纂諸仏事』高峰頭日百回忌陞座法語、史料編纂所架蔵写真帳による。10 『天南禅寺記』南禅院の注記、群書類従卷四三二。11 『勝定院殿集纂諸仏事』十一面聖像安座点眼小仏事法語。12 『看聞日記』応永二十七年閏正月二十七日条等、図書寮叢刊による。『満濟准后日記』応永二十七年二月九日条等、『続群書類従』補遺による。13 『建内記』応永三十五年正月二十三日条、大日本古記録による。14 永享四年三月日宗利契約状案（史料編纂所架蔵影写本『妙心寺文書』所収、永享四年三月二十日宗利契約状（花園流芳）、川上孤山『妙心寺史』上巻、妙心寺派教務本所、一九一七年、八三頁掲載）。15 『南禅寺住持籍』任用項、史料編纂所架蔵謄写本による。『看聞日記』永享四年八月十一日条参照。16 『薩戒記目録』永享十年八月六日条、大日本古記録による。『蔭涼軒日録』同五日条、増補続史料大成による。
- (5) 表1の1番、鎌倉瑞泉寺の徧界一覽亭に寄せた「宗器」（任用と付記する写本もある）の偈頌の評価は難しい。仮に、任用が若年に鎌倉に滞在して作詩したと想定して冒頭に置いたけれども、製作の時期、場所とも確定する材料はない。徧界一覽亭に関わる詩軸は、百三十余の偈頌からなり、同時期に詠まれたものではなく、おもに十四世紀に活躍した禅僧たちの偈頌を集成している。収録された禅僧の没年を比べると、明らかなかでは任用がもつとも遅い（野村俊一「瑞泉寺徧界一覽亭をめぐる社友形成と詩板制作」『日本建築学会計画系論文集』五八六、二〇〇四年、参照）。また、宗器の記載に地名「西都」が付記されている。地名とは、出生地など、土地に因んだ別称で、西都は、多くの場合、博

多など九州を意識した表現である。いまのところ、西都という地名が延用の履歴とどう関わるのかも明らかにしたい。

(6) 『看聞日記』 閏正月六日条。

(7) 『繫驢楸』「次韻廷用和尚謝 枢府領法衣」、史料編纂所架蔵謄写本による。また、景南英文は、義持の時、景南ではなく光岳を用いていたと自ら語り、理由として、「徳雲廷用」から、義持が南字を嫌っていると聞いたことを挙げている（『臥雲日件録抜尤』 宝徳元年十月二十七日条、大日本古記録による）。廷用と義持の距離の近さを窺える逸話である。

(8) 義嗣の伝記史料は、『史料』 応永二十五年正月二十四日条、満詮の伝記史料は、『史料』 応永二十五年五月十四日条。進言は『看聞日記』 応永二十三年十月二十九日条。

(9) 玉村竹二「足利義持の禅宗信仰に就て」（『日本禅宗史論集』 下之二、思文閣、一九八一年、初出一九五一年）。義持はまた夢窓疎石の事績を尊重し継承しようとしている。山家「天龍寺供養とその後」（『日本歴史』 八七〇、二〇二〇年）など参照。

(10) この件の概要は、川上孤山『妙心寺史』 第一編第二章第二節龍雲寺時代を参照。

(11) 尊道の伝記史料は、『史料』 応永十年七月五日条。妙心寺を付与された件は、青蓮院側の史料では、『華頂要略』 九門主御伝一八尊道親王の応永六年九月の欄外に「妙心寺宗舜伝中云」として言及している（史料編纂所謄写本による、底本はおそらく京都府立京都学・歴史館本）。『本朝高僧伝』 日峰宗舜伝とほぼ同文で、内容は「寺記」を出さない。なお、道義（義満）が尊道に対し、「妙心寺領花園田并東西九条」を、相伝に任せて安堵した書状が残る（六月十日足利義満御内書案、慶賀宛、『東寺造宮文書符案』 統群書類従巻七七七）。

(12) 義満の兄弟については、白井信義『足利義満』（人物叢書、吉川弘文館、一九六〇年）参照。柏庭の伝記史料は、『史料』 応永五年六月二十八日条。香嚴院は、高鳥廉「嵯峨香嚴院住持小考」（『古文书研究』 九四、二〇二二年）に詳しい。

(13) 『蔭涼軒日録』 永享十二年三月十四・十五日条等。なお、応永十五年

には「花園龍雲寺」とみえ、妙心寺と同じ地域に存立していたと思われるけれども、『山城名勝志』に引用された「幻居山人随筆」 東山禅利部に「龍雲寺廷用」とある（巻一五、新修京都叢書による）。のちに言及する所領還付のころから、御成は正月二十八日を式日とし、御成の際に南禅寺楞嚴頭について披露するのが恒例となっている（『蔭涼軒日録』 長禄三年正月二十八日条等）。東山の南禅寺近くに移転している可能性もある。

(14) 宗利は、『開山無相大師御遺誡』の跋文にみえる根外宗利とされた時期があった。しかし、遺誡・跋文については、玉村竹二氏が疑義を呈し、加藤正俊氏は、後世の作であることを丁寧に論証されている（『関山の遺誡』 『関山慧玄と初期妙心寺』 思文閣出版、二〇〇六年）。玉村氏の見解は、「初期妙心寺史の二三の疑点」（『日本禅宗史論集』 下之二、初出一九五七年）。

(15) 史料編纂所架蔵謄写本『妙心寺文書』による。目録は嘉吉二年十一月。文安元年七月十八日管領下知状、文安二年十月五日管領下知状、康正二年十二月十五日管領奉書案、長禄二年六月九日管領奉書案等。『蔭涼軒日録』 長禄二年八月二十二日条、同三年正月十二日・二十八日条等。

(16) （永享三年） 九月十日古幢周勝書状、（同） 九月五日・十日仲方中正書状（大日本古文书『大徳寺文書』 一二五〜一二七）。大徳寺開山宗峰妙超は浦上氏の出身ともいわれ、赤松円心が外護して大徳寺は創建された。宗峰と関わる妙心寺の復興に、第三章で述べる廷用と赤松氏庶流との関わりが影響したかどうか、検討する余地はあろう。

(17) 史料の検索には、平凡社『日本歴史地名大系』および『角川日本地名大辞典』、史料編纂所の公開データベースなどを利用した。典拠史料を掲げる。ア／エは本文・他註に示す。オ 応永二十年八月日備前国棟別銭沙汰并無沙汰在所注文案（『東寺百合文書』ヌ七九、付箋で「徳雲院御領也」）、『蔭涼軒日録』 長享二年十一月二十六日条 カ 『同』 寛正二年七月五日条・同四年六月十五日条 キ十二月三日足利義持御内書案（『大館記』所収「昔御内書符案」〈外題「御内書案」〉、史料編纂所架蔵写真帳六冊目、『後鑑』 応永二十四年十二月三日条所収） ク 『蔭涼軒日

(13) 足利將軍家一族としての廷用宗器（山家）

録」長祿二年八月四日条 ケ『同』同条・十二月二十日条。山家「分散した禪院文書群の個別研究」(史料編纂所研究成果報告二〇〇九一六『分散した禪院文書群をもちいた情報復元の研究』二〇一〇年)で徳雲院領に関わる文書を整理し、翻刻したことがある。本稿はその修正を兼ねる。

(18) 史料編纂所架蔵影写本『真乘院文書』。臨濟寺は『扶桑五山記』諸山の項など参照。

(19) 改定史籍集覧二七、史料編纂所架蔵謄写本(彰考館本)など。

(20) 天川氏所蔵。翻刻は『上郡町史』一、本文編一(二〇〇八年)、『姫路市史』九、史料編中世二(二〇一二年)。史料としての検討は、藤岡琢矢『赤松家風条々事』の再検討(『歴史と神戸』五八―六、二〇一〇年)参照。弓削庄と上野家については渡邊大門氏の研究がある。「美作地域における奉公衆の研究」(『戦国期赤松氏の研究』岩田書院、二〇一〇年、初出二〇〇九年)、「赤松上野家と美作弓削庄」(『戦国・織豊期赤松氏の権力構造』岩田書院、二〇一四年、初出二〇一二年)、また『豊楽寺文書』所収某祐定寄進状をめぐって(『戦国期 浦上氏・宇喜多氏と地域権力』岩田書院、二〇一一年、初出二〇〇三年)。また、倉垣康一「赤松家風条々録に見える石見国人三隅氏の美作国所領について」(『十六世紀史論叢』三、二〇一四年)も参照。

(21) 大村拓生氏は、性興の讓状を批判的に扱う(室町期赤松一門の構造)『ひょうご歴史研究室紀要』七、二〇一二年)。疑点は残るけれども、史料A・Cの理解に援用するため、上野家の伝承として評価しておく。この讓与では、時則の遺跡から「追薦料所并女子等讓分」は除かれ、『家風』は朱で前者に「弓削庄立野・全間両村、浦上庄下二个村等事也」、後者に「浦上庄五个村之事也」と注記する。応永三年、源満則は、播磨浦上庄山下部村内の地を東大寺戒壇院に寄進する(応永三年八月二十二日、『東大寺文書(未成卷文書)』、『兵庫県史』史料編中世五、三号)。持祐の実父満則にあたるとみなされている。浦上庄は『家風』に他に確認されず、上野家の所領として継承されなかった。また、『多田神社文書』に、源時則と署判した書下と寄進状があり、三河守と署判

する寄進状も花押は同一である(永徳四年三月五日、至徳元年十月八日、明徳四年二月二十八日)、『兵庫県史』史料編中世一、一八九・一九〇・二〇六号)、『尊卑分脈』等は赤松時則の官途を三河守とし、赤松時則に比定されている。

(22) 赤松氏の系図は、『尊卑文脈』『系図纂要』ほか、続群書類従、史料編纂所架蔵影写本・謄写本を参照した。なお、続群書類従卷一三六「赤松系図」六種のうち五番目の系図には、義則の孫教康に「徳雲院大基」「任用和上弟子」と注記がある。しかし、底本と思しき『諸家系図纂』三一(内閣文庫本、国立公文書館デジタルアーカイブによる)とは字配りが異なるなど疑点もあり、評価は保留しておく。

(23) 十二月二十一日性興書状、『岡本文書』、史料編纂所架蔵影写本による。『岡本文書』に、嘉吉四年と付箋のある六月九日宗□書状(□は観のような字)もある。立野・全間両村につき、代官として公事を懸けた場合は折檻する、と徳雲院に伝える。署判者は両村を管理する立場の者と推測され、あるいは『家風』系図に法名宗観とある持祐かもしれない。

(24) 『蔭涼軒日録』長享二年八月二十七日条。守護家義則(則祐子)の周辺の女性の仏事は、雲門庵で行われている(山田徹「大名家の追善仏事と禪宗寺院」『中近世武家菩提寺の研究』小ざ子社、二〇一九年)。

(25) 国書データベースで公開されている岡山大学附属図書館池田家文庫本による。

(26) 『古簡雜纂』は国会図書館本、史料編纂所架蔵写真帳による。満政については、森茂暁「赤松満政小考」(『日本中世史論集』勉誠社、二〇一四年、初出二〇一〇年)など。応永三十二年三月二十一日、「安養寺文書」、『備前安養寺文書』三七号。『家風』には、上野家の祐利を臨濟寺殿とする。あるいは、臨濟寺の檀那は、大河内家の没落の後、同じ庶流である上野家に移行したのかもしれない。

(27) 康暦二年五月八日、『藤戸寺文書』、『岡山県史』家わけ史料所収。法泉寺の本寺徳雲院に伝来した文書であろう。『古簡雜纂』は先と同じ三宅近江守項、四月二十九日。

(28) 『井尻文書』は史料編纂所架蔵写真帳による。永享十二年三月十二日

足利義教御判御教書（『赤松春日部文書』、『岡山県史』家わけ史料所収）。宝徳元年閏十月二十八日高山統空奉書（『岡本文書』）。

- (29) 『雪村大和尚行動記』、『史料』貞和二年十二月二日雪村没条所収（尊経閣文庫本）。貞治六年三月日赤松則祐法林寺条々案（『宝林寺文書』、『兵庫県史』史料編中世三、二五号）。魯山は、宗派図や『延宝伝灯録』参照、『史料』雪村没条に所収。大村拓生氏の一連の研究が参考になる。「赤松氏の拠点形成―白幡城・法雲寺・宝林寺―」（『大手前大学史学研究所紀要』一一、二〇一八年）、「前期赤松氏の展開と禪宗寺院」（『ひょうご歴史研究室紀要』八、二〇一三年）。

- (30) 『弘宗定智禪師行状』（蘭洲の行状）、『翠竹真如集』の「喜多野天用性公居士三十三年拈香」などが典拠史料として知られている。『史料』応永十五年五月六日義満没条所収。

- (31) 『花宮三代記』応永二十九年九月十八日条（群書類従巻四五九）、『永享九年十月廿一日行幸記』（群書類従巻四〇）。

- (32) 装束は永享十一年十月二十二日条ほか。誕生日祈禱は、永享九年正月十三日条、文明十九年九月二日条等。細川武稔「禪宗の祈禱と室町幕府」（『京都の寺社と室町幕府』吉川弘文館、二〇一〇年、初出二〇〇四年）参照。

\*二〇二三年度東京大学大学院での演習では、おもに柏庭清祖に関わる史料を講読し、最後に廷用宗器の関連史料も取り上げた。参加していただいた皆さんの発言によって考察は深まった。演習の成果でもあることを明記し、参加者の皆さんに謝意を表したい。